

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

特許協力条約 (PCT) に基づく第三者による情報提供制度の導入について

2012 年 7 月から、PCT 国際出願に対して新規性や進歩性に関する第三者による情報提供制度が導入されました。

- この制度は多くの国の国内制度で認められているものと類似の制度で、審査の的確性や迅速性の向上を目的として、PCT 手続の国際段階中に、第三者が国際事務局に対し、新規性や進歩性に関する情報を提供することを可能とするものです。
- 制度の利用は、新規性と進歩性に関する情報に限り、国際公開日以降、優先日から 28 ヶ月までの間に、WIPO 国際事務局が提供する電子システムを通して行います。匿名ですることができ、原則的に PCT 規則に定める公開言語で行いますが、先行技術文献名やその文献の写しについては如何なる言語でも可能です。利用手数料は不要です。
- 提供された情報は、WIPO 国際事務局から出願人や関係国際機関(※)へ送付されると共に、一般にも閲覧可能となります。出願人は、優先日から 30 ヶ月までの間に、提供された情報に対するコメントを WIPO 国際事務局へ提出することが可能です。出願人からコメントが提出された場合は、WIPO 国際事務局により公開されるとともに、関係国際機関(※)へ送付されます。また第三者により提供された情報や出願人からのコメントは、優先日から 30 ヶ月を過ぎると、指定官庁へも送付されます。

※国際調査報告作成前の管轄国際調査機関及び国際予備審査報告作成前の管轄国際予備審査機関

手続の詳細は、WIPO 国際事務局 HP (PCT NEWSLETTER No. 7-8/2012) をご覧ください。
http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2012/7_8_2012.pdf

文責：管理 G 廣瀬 真木
監修：弁理士 中根 美枝

2012 年 9 月 27 日

笠井中根国際特許事務所